

政令番号353 フタル酸ジエチル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	2.1E+1			21.0		1.0E+3	1,000.0	1,021.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					7.8E+0	8.0E+1	87.8	87.8
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.8E+3			1,800.0				1,800.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.9E+1			29.0		2.6E+2	260.0	289.0
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.9E+3			1,850.0	7.8E+0	2.3E+3	2,347.8	4,197.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。